

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及びいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に、且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道釧路養護学校

令和7年5月改定

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」と認識すること
- 「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識すること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

3 いじめの「内容(態様)」「要因」「解消」

(1) いじめの「内容」

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめの「要因」

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団

内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達に段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

(3) いじめの「解消」

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

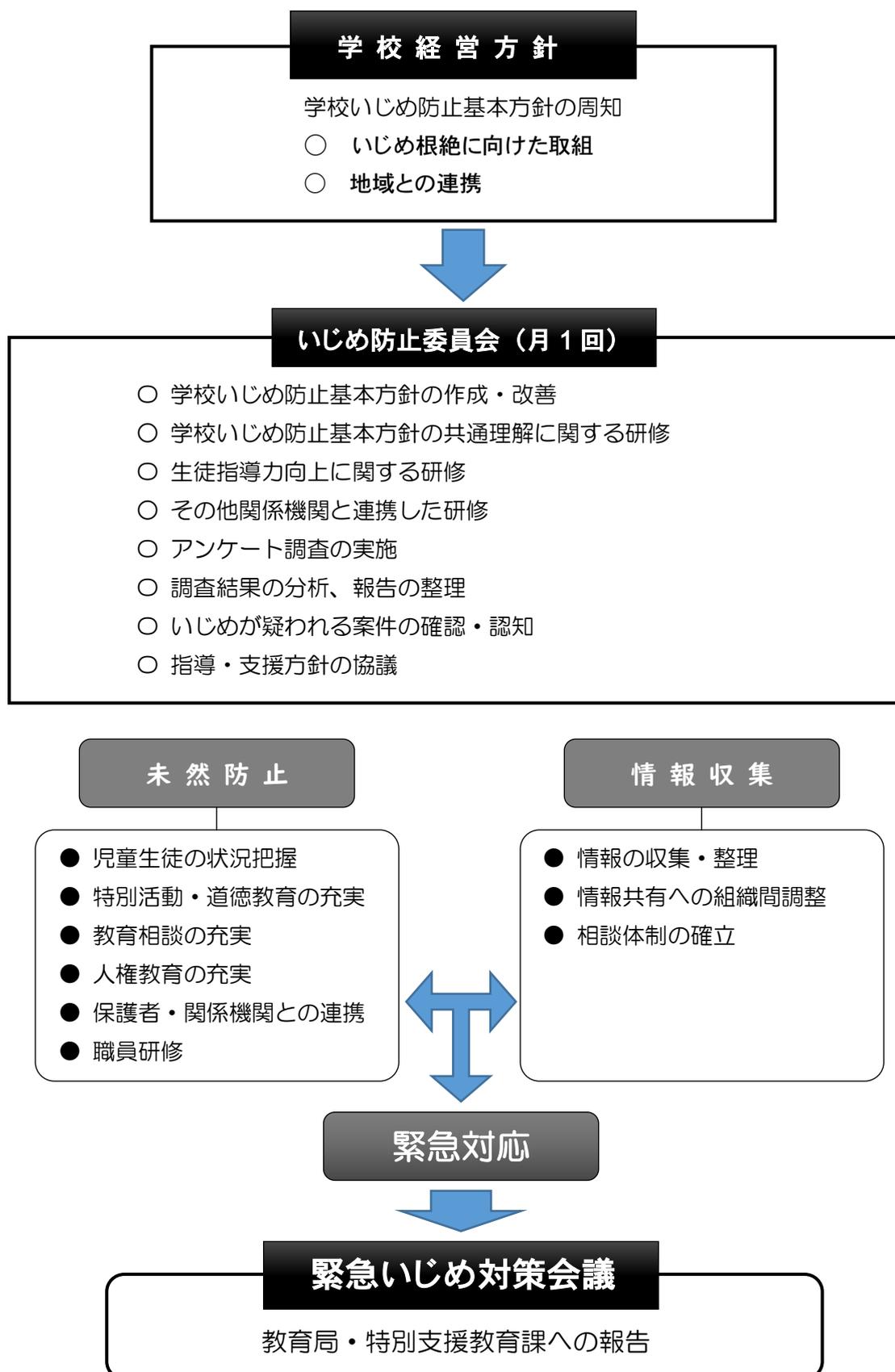
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 組織対応 (教育活動中・相談・通報・アンケート調査等)



いじめ防止委員会 (月1回)

構成員

- ・校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事
- ・学部主事・教務部長・総務部長・寮務主任他

(主幹教諭を報告窓口、情報の集約・整理の中心とする)

緊急いじめ対策会議

Stage A

対策部会

構成員

- ・生徒指導主事・主幹教諭・学部主事
- ・学年主任 ・担任 ・寮務主任
- ・コーディネーター ・舎室担任他

生徒指導主事による招集

- いじめの認知報告
- 調査の方針・方法の検討
 - ・目的・優先順位・期日・担当
- 指導方針の検討
 - ・指導方法や体制の確立
 - ・指導(支援)の対象と具体的な手立て
- 共有・共通理解の準備
 - ・状況の把握と整理
 - ・周知や説明方法等の準備

Stage B

対策会議

構成員

- ・校長 ・副校長 ・教頭
- ・生徒指導主事 ・主幹教諭
- ・学部主事 ・学年主任 ・教務主任
- ・担任 ・寮務主任 ・舎室担任
- ・コーディネーター ・関係教諭 他

Stage C

重大事態会議

- ・校長 ・副校長 ・教頭 ・事務長
- ・生徒指導主事 ・主幹教諭
- ・学部主事 ・担任 ・学年主任
- ・教務主任 ・寮務主任 ・舎室担任
- ・コーディネーター ・他 PTA 役員等

- 状況説明
 - ・当該保護者の対応
 - ・児童生徒への説明(全校集会)
 - ・保護者への説明(保護者説明会)
- 報道対応

対応の手順

事実関係の把握・調査

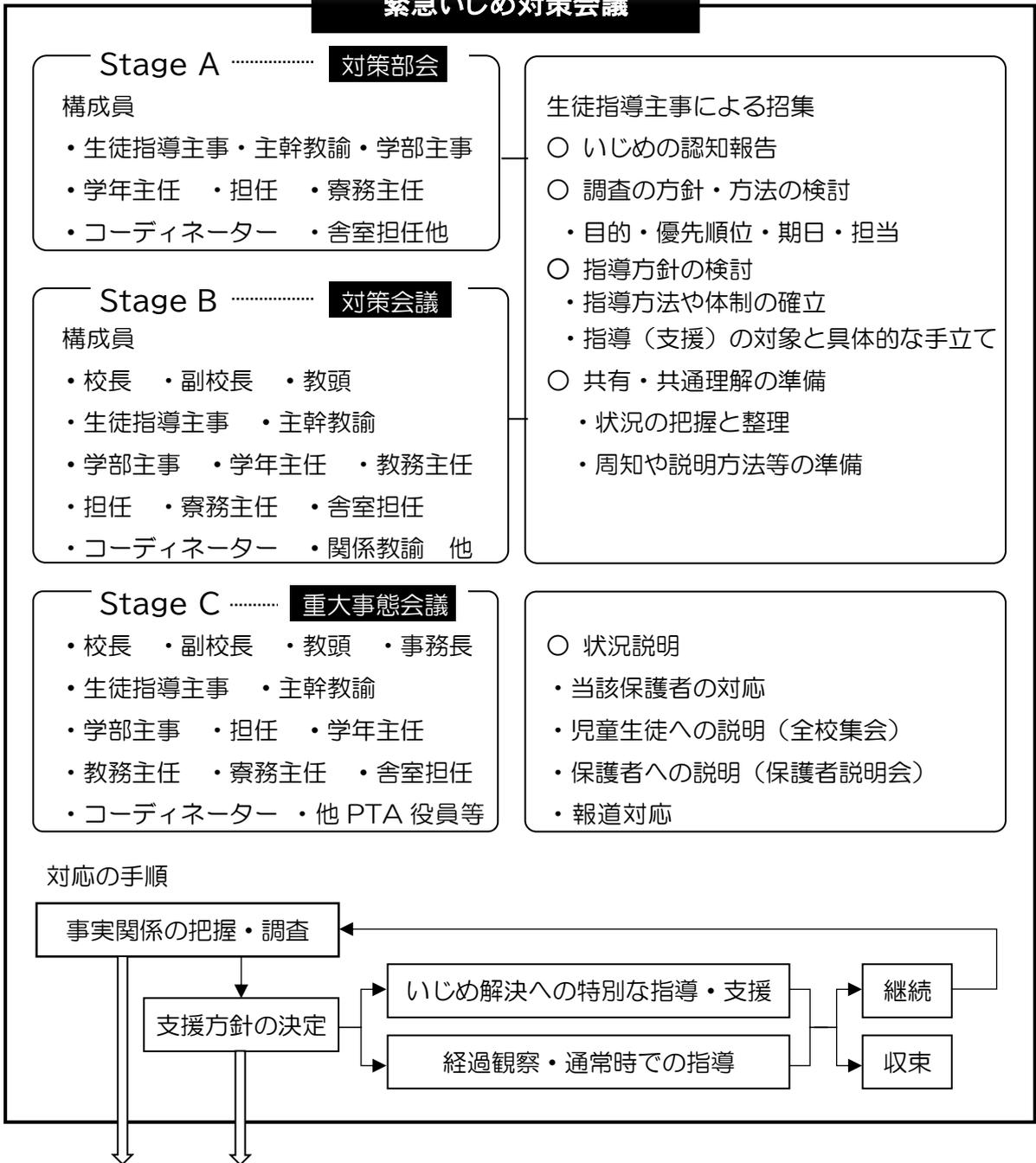
支援方針の決定

いじめ解決への特別な指導・支援

経過観察・通常時での指導

継続

収束

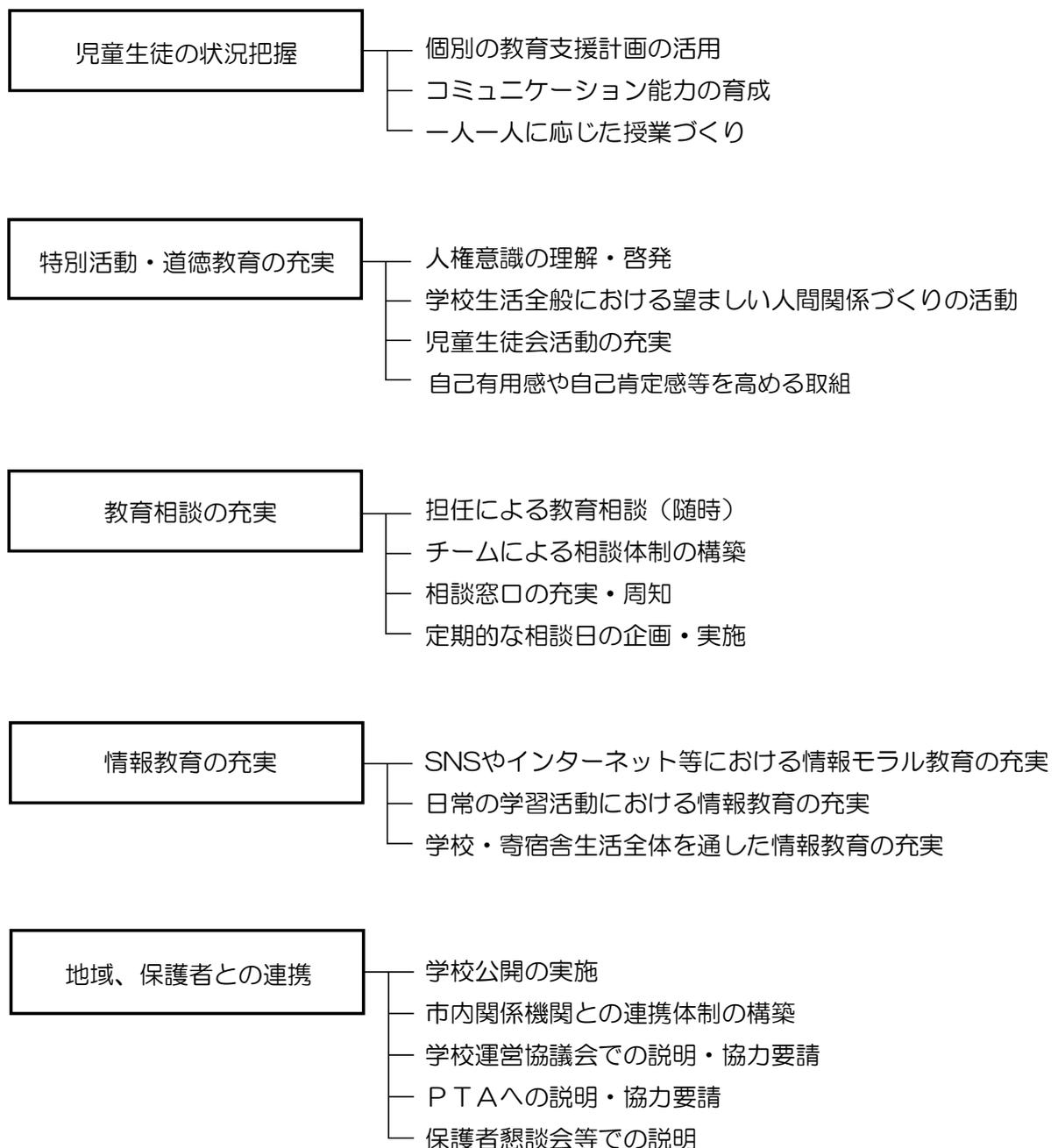


職員会議	保護者	地 域	教育局	関係機関
・ 情報共有	・ 状況説明 ・ 対応方針の説明	・ 協力要請	・ 報告 ・ 指導・助言	・ 協力要請

Ⅲ いじめの予防

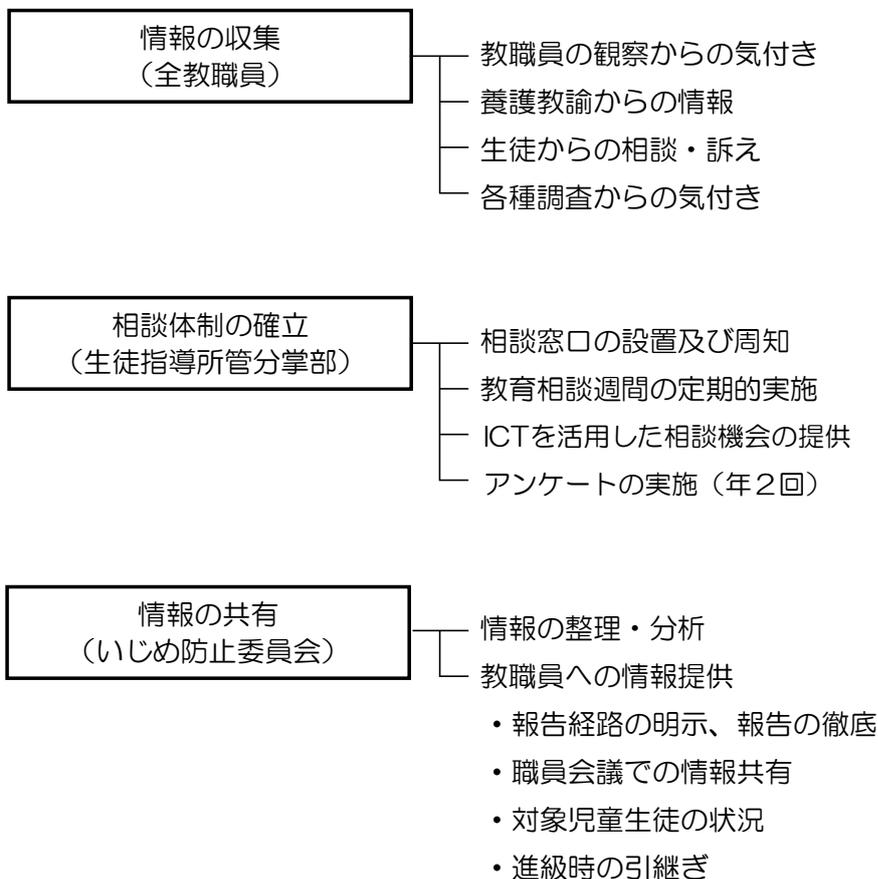
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。



※ いじめの早期発見に当たっては、その様態が「けんか」「ふざけ合い」であっても背景にある事情を把握し、被害性に着目していじめに当たるか否かの判断を行う。

V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 児童相談所や福祉機関との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

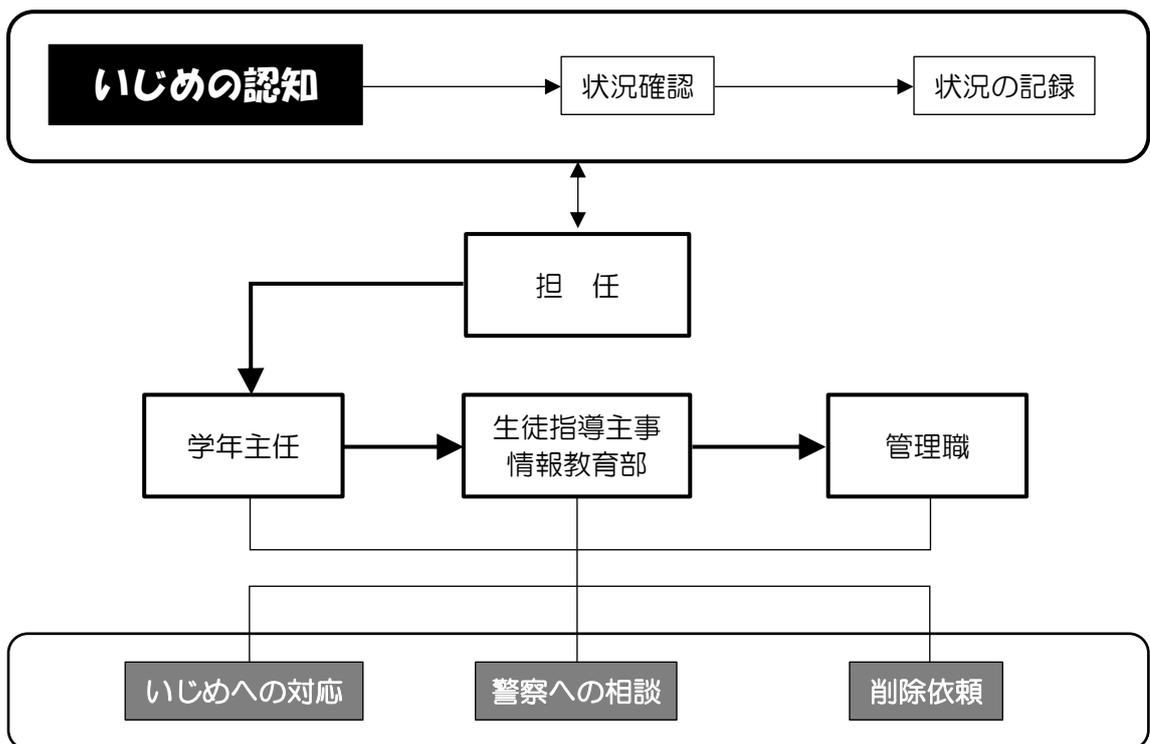
(2) ネットいじめの予防

- ア 保護者への理解啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り
- イ 情報教育の充実
 - 「インターネット・携帯電話」における情報モラル教育の充実
 - 学校生活全般による情報モラル教育の充実
 - 生活単元学習等における情報モラル教育の充実
- ウ 教職員の研修
 - ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
 - 保護者からの訴え
 - 閲覧者からの情報
 - ネットパトロール
- イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざる得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、釧路教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

VII 方針の点検・見直し

- 学校いじめ防止基本方針の点検、見直しについては、年度当初を基本とし、いじめ防止委員会より提示する。ただし、年度途中で新たな条例や規則等が施行されたときには、随時見直し等を行う。
- 職員を対象に「いじめの問題への取組チェックシート」を活用し、定期的（年2回）に点検する。
- 「学校いじめ防止基本方針」をWebページで公開し、そこから児童生徒や保護者、地域の方々等が意見を伝えられるように設定する。